

金融円滑化に対する取組状況について

平成30年3月末現在

地域金融円滑化のための基本方針

世田谷信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまで同様、お客様の抱えている問題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) 態勢整備を図るため理事会等で決議した事項

- ① 本基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程及び金融円滑化マニュアルの策定
- ② 本部及び営業店に金融円滑化管理責任者の設置
- ③ 営業店に平成 22 年 2 月 1 日より条件変更相談窓口の設置

(2) お客さまへのきめ細かな経営改善支援

本部に企業支援グループを設置しております

(3) お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修

- ① 目利き力を向上させるために外部研修の目利き力養成講座をすでに受講させています
- ② 審査部による財務分析等の研修を定期的に行っております

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、お取引先営業店または次の相談窓口をご利用ください。

世田谷信用金庫 審査部 電話番号 0120-160-389（フリーダイヤル）

受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで

以 上

金融円滑化法終了後の貸付けの条件の変更等の申込みを含めた状況

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

平成25年3月末以降の申込みを含めた累積状況

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,033	2,108	2,204	2,308	2,389	2,458	2,541	2,632	2,682	2,724	2,857	2,983	3,106	3,318
うち、実行に係る貸付債権の数	1,841	1,907	2,007	2,107	2,176	2,235	2,315	2,407	2,457	2,506	2,636	2,743	2,858	3,069
うち、謝絶に係る貸付債権の数	53	55	55	55	55	55	55	56	56	56	56	56	56	56
うち、審査中の貸付債権の数	24	21	14	9	15	22	18	15	15	7	6	19	14	5
うち、取下げに係る貸付債権の数	115	125	128	137	143	146	153	154	154	155	159	165	178	188

なお、平成25年9月末時点の状況について前記の「第5 法第4条に基づく措置の実施状況」は平成21年12月4日から平成25年3月末までに申込みを受け付けた分の平成25年9月末現在の状況について掲載しております。

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

平成25年3月末以降の申込みを含めた累積状況

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	43	43	43	45	45	46	46	46	46	46	46	46	47	48
うち、実行に係る貸付債権の数	41	41	41	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	45
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

なお、平成25年9月末時点の状況について前記の「第6 法第5条に基づく措置の実施状況」は平成21年12月4日から平成25年3月末までに申込みを受け付けた分の平成25年9月末現在の状況について掲載しております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表 1) 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

平成21年12月4日から平成25年3月末までの申込み受付分の状況

単位:百万円

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 9月末
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,104	5,389	8,695	10,629	12,740	15,687	18,673	20,719	22,969	26,012	28,161	30,628	35,829	35,829
うち、実行に係る貸付債権の額	514	3,649	6,989	8,930	10,801	13,543	16,509	18,532	20,653	22,536	25,622	27,980	32,834	33,141
うち、謝絶に係る貸付債権の額	5	20	67	73	157	238	244	256	259	270	350	371	371	371
うち、審査中の貸付債権の額	582	1,386	549	370	472	552	349	339	443	1,495	355	410	338	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	2	334	1,088	1,255	1,308	1,352	1,570	1,591	1,613	1,710	1,834	1,865	2,284	2,317

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表 2) 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

平成21年12月4日から平成25年3月末までの申込み受付分の状況

単位:件

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 9月末
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数	89	355	557	726	910	1,068	1,178	1,280	1,430	1,545	1,645	1,726	1,952	1,952
うち、実行に係る貸付債権の数	44	266	454	624	795	939	1,054	1,144	1,275	1,375	1,482	1,561	1,752	1,783
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	16	23	25	31	37	39	43	44	45	51	53	53	53
うち、審査中の貸付債権の数	41	63	47	33	33	36	18	23	39	44	25	23	32	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	10	33	44	51	56	67	70	72	81	87	89	115	116

